多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、多治見市補助金等交付規則（平成８年規則第14号）第20条の規定に基づき、多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　補助金は、児童生徒等及び高齢者の自転車乗車時のヘルメットの着用を促進し、自転車乗車中の交通事故による被害の軽減に資することを目的として交付する。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(１)　ヘルメット　自転車乗車時に着用し、頭部を保護する目的で製造された物であって、次のいずれかの団体から安全性の認証を受けたものをいう。

ア　一般財団法人製品安全協会

イ　公益財団法人日本自転車競技連盟

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、市長が適当と認める団体

(２)　児童生徒等　本市の区域内に住所を有する者であって、補助金の交付を申請する日の属する年度の末日において７歳以上18歳以下のものをいう。

(３)　高齢者　本市の区域内に住所を有する者であって、補助金の交付を申請する日の属する年度の末日において65歳以上の者をいう。

(４)　保護者　児童生徒等の親権者、未成年後見人その他の者で、当該児童生徒等を現に監護するものをいう。

（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の全てに該当する保護者又は高齢者とする。

(１)　ヘルメットを着用する児童生徒等の保護者又は高齢者であること。

(２)　本市における市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料を滞納していないこと（市長に対し分納の誓約をし、かつ、誠実に履行していると市長が認める場合を除く。）。

(３)　多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第２条第２号に規定する暴力団員等でないこと。

（補助対象経費）

第４条　補助対象経費は、ヘルメット（新品に限る。）の代金（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

２　補助金対象経費とするヘルメットは、当該ヘルメットを着用する児童生徒等又は高齢者（以下「使用者」という。）１人につき、１個限りとする。ただし、当該使用者について、既に補助金と同じ目的の補助を受けたことがある場合は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象経費に２分の１を乗じて得た額（100円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とし、2,000円を上限とする。

２　補助金は、予算に定める範囲内において交付する。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(１)　ヘルメットの代金の領収書等（支払い年月日、支払い金額が確認できる書類）の写し

(２)　ヘルメットが第２条第１号に規定する安全性の認証を受けたものであることが分かるカタログ等の写し

(３)　振込先の金融機関の名称、預金の種類、口座番号及び口座名義人が分かる書類の写し

(４)　その他市長が必要と認める書類

２　市長は、補助金の交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは、前項の交付申請期限内であっても、補助金の交付申請の受付を中止することができる。

（補助金の交付決定）

第７条　市長は、前条第１項の規定による申請を受けたときは、審査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、前項の規定により、補助金の交付を決定したときは多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書（別記様式第２号）により、不交付を決定したときは多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書（別記様式第３号）により、補助金の交付を申請した者（以下「申請者」という。）に通知するものとする。

（補助金の交付）

第８条　市長は、前条第２項の規定により、補助金の交付を通知したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の返還）

第９条　市長は、補助金の交付を受けた者が、次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部を返還させるものとする。

(１)　偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

(２)　この要綱又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

(３)　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、令和６年６月１日から施行し、令和６年４月１日以後に購入したヘルメットについて適用する。

２　この要綱は、令和９年３月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前に第７条の規定による補助金の交付の決定を受けた者に係る補助金については、なお従前の例による。

３　多治見市補助金等交付要綱（平成８年告示第29号）の一部を次のように改正する。

別表第１　２　総務の款２　交通安全普及啓発事業の項の次に次の１項を加える。

「

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２ | 交通安全対策普及促進事業 | １ | 自転車乗車用ヘルメット着用普及促進事業 | １ | 自転車乗車用ヘルメット着用普及促進事業 | １ | 市の自転車乗車用ヘルメット着用購入費補助金交付要綱による。 |

」

別表第４　２　総務の款５　地方バス路線維持事業の項の前に次の１項を加える。

「

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ２ | 交通安全普及啓発事業 | ２ | 交通安全対策普及促進事業 | １ | 自転車乗車用ヘルメット着用普及促進事業 | １ | 自転車乗車用ヘルメット着用普及促進事業 |

」

別記様式第１号（第６条関係）

多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付申請書兼請求書

年　　月　　日

多治見市長

申請者 住　　所

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　(※)

電話番号

(※)本人が自署しないときは、押印してください。

自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付を受けたいので、多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第６条第１項の規定により申請します。

また、補助金の交付決定を受けた場合は、その決定額を請求します。

１．ヘルメット使用者

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 氏名 |  | 申請者との続柄 |  |
| 生年月日 | 　　　　年　　月　　日（　　歳） | 安全性 |  |
| 住所 | 多治見市 |

※氏名、申請者との続柄、生年月日、住所の欄は、保護者が申請する場合は児童生徒等について、高齢者が申請する場合はご自身について記入してください。

※安全性の欄は、購入したヘルメットの安全性の認証を以下から選んで記入してください。

一般財団法人製品安全協会（ＳＧ）、公益財団法人日本自転車競技連盟（ＪＣＦ）、
その他（ＣＥ、ＧＳ、ＣＰＳＣ）

２．補助金交付申請額

|  |  |
| --- | --- |
| 補助対象経費（購入代金） | 金　　　　　　　　　　　　　円（消費税込み） |
| 補助金交付申請額 | 金　　　　　　　　　　　　　円（100円未満切捨て）（補助率１／２　限度額 2,000円） |

３．補助金の振込先

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関の名称 |  |
| 預金の種類 | 普通　・　当座 | 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

※申請者本人の口座に限ります。

４．添付書類

(１)　ヘルメットの代金の領収書等（支払い年月日、支払い金額が確認できる書類）の写し

(２)　ヘルメットが安全性の認証を受けたものであることが分かるカタログ等の写し

(３)　振込先の金融機関の名称、預金の種類、口座番号及び口座名義人が分かる書類の写し

(４)　その他市長が必要と認める書類

５．誓約事項及び同意事項（内容をご確認の上、☑を入れてください。）

【誓約事項】

□　市税等(※)の滞納はありません。

□　多治見市暴力団排除条例第２条第２号に規定する暴力団員等に該当しません。

□　これまでに他の自治体等で同じ目的の補助を受けていません。

□　転売等を目的とした購入ではありません。

□　申請内容に偽り又は不正行為が判明した場合は、補助金を返還します。

【同意事項】

□　補助金の交付決定に必要な範囲において、市が以下のことを行うことに同意します。

(１)　住民基本台帳を閲覧すること。

(２)　市税等(※)の滞納の有無を確認するため、その納付状況について確認すること。

※市税等とは、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、市営住宅使用料、水道料金、下水道使用料、下水道事業受益者負担金、し尿処理手数料又は農業集落排水処理施設使用料のことです。

上記事項について誓約及び同意します。

年　　　月　　　日

署　名

別記様式第２号（第７条関係）

多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

多治見市長　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、次のとおり補助金の交付及び額を決定したので、多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

１．確定した補助金交付額

金　　　　　　　　　　　　　　　円

２．補助の条件

(１)　この補助金の交付決定後、次のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

ア　偽りその他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。

イ　要綱又は補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付した条件に違反したとき。

ウ　その他市長が補助金の交付を不適当と認めたとき。

(２)　前号の場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部若しくは一部を返還させるものとします。

別記様式第３号（第７条関係）

多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金不交付決定通知書

年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

多治見市長　　　　　　　　　　印

　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金の交付について、次のとおり補助金の不交付を決定したので、多治見市自転車乗車用ヘルメット購入費補助金交付要綱第７条の規定により通知します。

不交付と決定した理由